

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 橋本組
静岡県焼津市本町2-2-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日（2ヵ月）

関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

株式会社橋本組は、焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）」において、柱の打設位置のずれを補正するために、公共建築工事標準仕様書に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる粗雑工事を行った。また、発注者へは、設計図書のとおり施工したかのような虚偽の施工図等を提出したことから、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年9月3日、中部地方整備局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第1第3号（過失による粗雑工事）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第1第3号（過失による粗雑工事）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）

別表第1 別表第3に規定する措置対象区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（過失による粗雑工事） 3 当該区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上3ヵ月以内